

# 下水道の供用開始区域が 拡大されました。

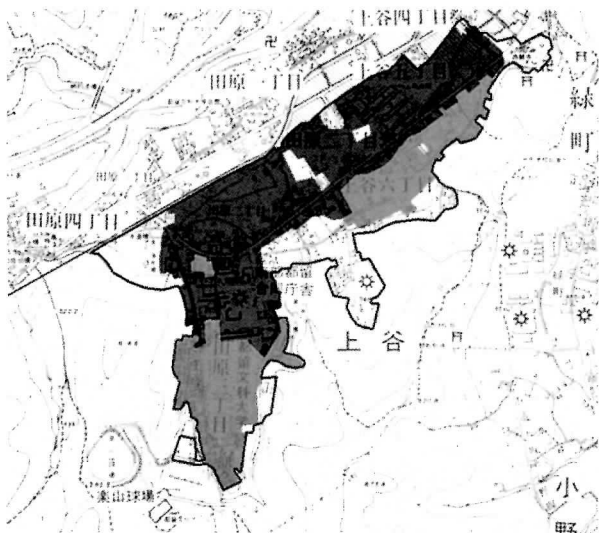
# 下水道事業の豆知識②

平成17年度に下水道管の整備を行った下図の区域(オレンジ色部分)においては、平成18年4月より下水道の利用が可能になりました。住みよい生活環境の改善と地域の自然環境及び公共用水域の保全のため、下水道事業にご理解いただき積極的な加入をお願いします。

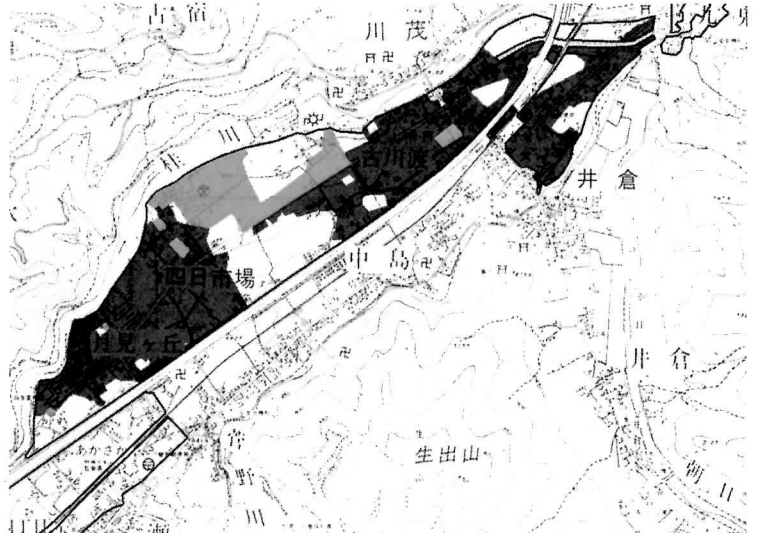
※下水道加入までの手続きは下記のとおりです。

問合せ先 下水道課 庶務担当

供用開始区域（田原三丁目・上谷六丁目の各一部）



供用開始区域（四日市場・富士見台・古川渡の各一部）



## 下水道加入までの手続きの流れ

### ① 受益者負担金申告書の提出

4月中旬頃、下水道課から供用開始のお知らせと受益者負担金の申告書を、区域内に水道の供給を受けている建物所有者に送付します。記載事項に誤りがないか確認していただくと共に、受益者負担金の納付方法を選択していただきます。(納付額と納付方法は3月号の広報を参照してください。)

また、受益者負担金の申告がされなかった場合は、認定により受益者負担金が賦課されますので必ず申告をお願いします。

受益者負担金の納付については、報償金・減免または徴収猶予の特例もありますので下水道課にご相談ください。

### ② 受益者負担金の納付

申告していただいた納付方法に基づき、受益者負担金納入通知書を送付しますので、納期限内に納付していただくようお願いします。  
※なお、負担金は排水設備工事の施工時期にかかわらず一度限り賦課されます。納期は次のとおりです。

期別	納期限
第1期	7月31日
第2期	10月 2日
第3期	11月30日
第4期	1月31日

なお、納期限を過ぎてしまった場合は督促手数料として1期につき100円が加算されます。

### ③ 排水設備工事の施工

工事の施工は下水道排水設備指定工事店に依頼してください。なお、供用開始から3年以内に下水道に接続していただく方には、その接続年度により工事費の補助金が交付されますので、ご利用ください。

※排水設備工事の補助金は受益者負担金が未納の場合は交付されません。

工事完了の時期	補助金の額
供用開始の年度	10万円
供用開始2年目	5万円
供用開始3年目	3万円

### ④ 下水道使用開始

排水設備の工事が完了すると市が工事検査を行い、適切な工事が確認されれば下水道の使用が開始されます。下水道使用料金は水道使用水量を基に算出されます。

基本料金 (20㎡まで)	超過料金 (1㎡あたり)	
	汚水量	単価
2,200円	20㎡を超え100㎡まで	110円
	100㎡を超え200㎡まで	130円
	200㎡を超える場合	170円
浴場用	基本料金+超過料金170円/㎡	